

秋田市建設工事下請負の適正化に関する要綱

〔平成15年7月24日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る下請負の適正化を図るため、元請負人および下請負人が講ずべき措置その他必要な事項を定めるものとする。

(下請負の当事者の確認)

第2条 元請負人は、工事を下請負に付そうとする場合において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号の規定に該当するときは、特定建設業の許可を受けておかななければならない。

2 元請負人は、当該下請負人が当該下請負に付そうとする部分の工事（法第3条に規定する軽微な工事を除く。）の種類に対応する業種について、法第3条の規定による建設業の許可を受けていることを確認する。

第3条 削除

(一括下請負)

第4条 元請負人は、法第22条および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第14条の規定に従い、工事を一括して下請負に付してはならない。

(重層下請負)

第5条 元請負人は、下請負に対して、なるべく当該下請負に付する部分の工事を直接施工するように指導し、不必要な重層下請負が行われないよう留意しなければならない。

2 元請負人は、下請負人が他の者に下請負させる（以下「再下請負」という。）必要があると認めるときは、下請負に対し、書面による再下請負契約の締結、労働災害の防止その他必要な措置を取るよう指導するとともに、当該下請負契約を含むすべての下請負の状況を把握しておかななければならない。

(下請負契約の締結)

第6条 元請負人および下請負人は、法第19条の規定に従い、工事の開始に先立って、建設工事標準下請負約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準ずる内容による下請負契約書による契約を締結しなければならない。

2 元請負人および下請負人は、やむを得ない理由により前項の規定する下請負契約書による契約を締結することができないときは、少なくとも次に掲げる事項を明記した書面による下請負契約を締結するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の種類および内容
- (4) 工期
- (5) 請負代金額
- (6) 請負代金の支払時期および方法
(施工体系図の作成等)

第7条 元請負人は、工事を下請負に付するときは、下請負の合計金額にかかわらず施工体系図を作成しなければならない。

2 前項により施工体系図を作成した場合は、下請負人が施工を開始する前に、施工体系図を当該工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

3 第1項により施工体系図を作成した場合は、直ちに、第6条第1項に定める下請負契約書又は同条第2項に定める書面および下請負に付した工事費の内訳書を同図に添付して、監督員に提出しなければならない。

4 元請負人は、下請負人および下請負の内容に変更があった場合は、第1項、第2項および第3項に定める内容を、変更が生じる度に行わなければならない。

(施工体制台帳の作成等)

第7条の2 元請負人は、下請負契約を締結した場合には、前条の施工体系図に加え、法に定める施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、台帳の写しを監督員に提出しなければならない。

(労働者の使用)

第8条 元請負人および下請負人は、職業安定法(昭和21年法律第141号)第44条に規定する労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

(下請負人に係る請負代金)

第9条 元請負人および下請負人は、下請負契約の締結に当たっては、下請負に係る請負代金について、次の各号に掲げる事項に従って契約内容としなければならない。

- (1) 請負代金額は、当該下請負に係る工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額でないこと。
- (2) 請負代金の支払時期および前払金の支払いについては、法第24条の3および法第24条の5第1項の規定に従っていること。
- (3) 請負代金の支払いは、なるべく現金払いとすること。
- (4) 請負代金の支払いを現金払いおよび手形払いの併用とする場合は、当該

代金に占める現金の比率を高めるとともに、手形期間は120日以内とすること。この場合において、労務費相当分については、必ず現金払いとすること。

(5) 請負代金の支払いに当たり、現金払いの約定を手形払いに変更し、又は手形期間を延長するときは、これにより手形割引の費用又は増加費用を元請負人の負担とすること。

2 元請負人は、下請負に係る請負代金を手形払いするときは、一般の金融機関による引き受けが困難であると認められる手形を交付してはならない。

3 前2項に定めるもののほか、元請負人は、下請負に係る請負代金の支払い条件について、工事に係る市長と元請負人との間の請負契約における支払い条件にかかわらず、適正なものとしなければならない。

(法令の遵守)

第10条 元請負人および下請負人は、工事に係る下請負の実施に当たっては、この要綱のほか、法、秋田市財務規則その他の法令等を遵守しなければならない。

(市長の指導等)

第11条 市長は、元請負人又は下請負人がこの要綱の規定に違反した場合において、必要があると認めたときは、当該元請負人又は下請負人に対し、資料の提出を求め、もしくは実地調査をし、又は適当な指導助言もしくは是正措置を講ずるよう要請するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、工事に係る下請負の適正化のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。